

# 消防庁における災害対応の 標準化に関する取組み

平成25年12月27日

消 防 庁

# 消防庁における災害対応の標準化に関する取組み

## 1 大規模災害時の実動部隊(消防、警察、自衛隊等)の連携強化

(資料2-1)

- ・自衛隊等と連携した車両・資機材・人員の輸送
- ・実動部隊相互間の通信確保
- ・現地合同指揮所における調整
- ・航空部隊の運用調整(都道府県レベル)
- ・地元消防・消防団との連携

## 2 消防団の教育訓練及び装備の標準化

(資料2-2)

- ・消防団員の安全確保
- ・救助活動等の新たな役割への対応
- ・消防団員間の相互の通信確保
- ・他機関との連携

## 3 地方公共団体における危機管理体制の充実

### (1) 総合的な危機管理体制の強化

(資料2-3)

- ・危機管理組織・体制の強化
- ・危機管理事案発生時の初動体制(宿日直、職員参集)の強化
- ・危機管理担当職員の対応能力向上

### (2) 首長研修の充実・標準化

(資料2-4)

標準的なテキストの作成

(危機管理体制の構築、災害応急体制の早期確立、避難勧告等の的確な発令、緊急消防援助隊・自衛隊等に対する迅速な派遣要請、マスコミ対応・説明責任)

### (3) 実践的な防災訓練の充実

(資料2-5)

モデル的な訓練の調査

### (4) 住民への情報伝達体制の更なる強化

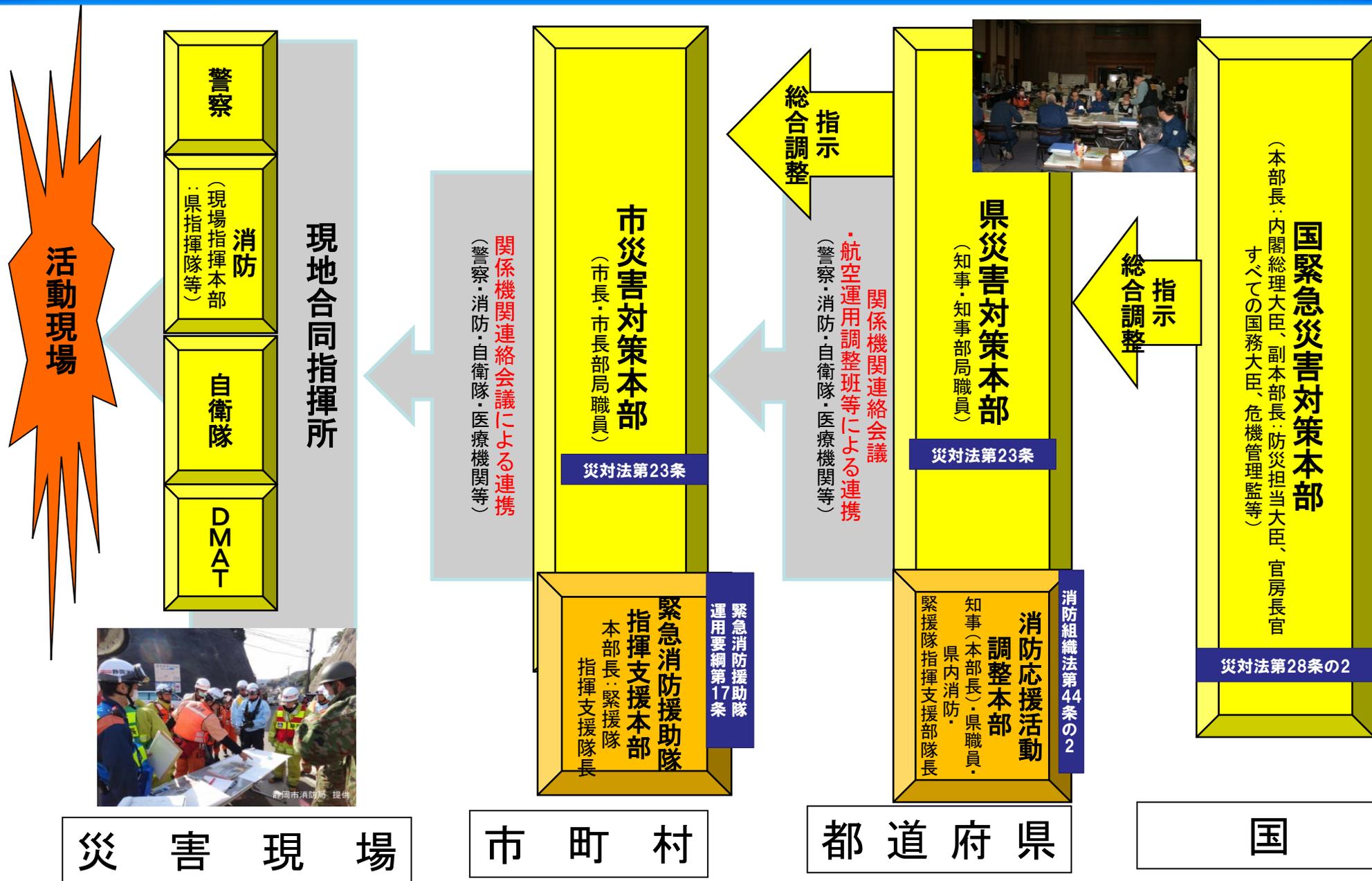
(資料2-6)

- ・全市町村において全国瞬時警報システム(Jアラート)、緊急速報メールの整備・活用
- ・全市町村において防災行政無線(同報系)、公共情報コモンズ※の早期整備・活用
- ・地域の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化

※ 地方公共団体が発生した災害情報等を、情報共有基盤(公共情報コモンズ)に発信することにより、その情報基盤を通じて、テレビ、ラジオ等の多様なメディアに迅速に提供され、テロップやデータ放送等により住民への迅速な災害情報が提供可能。

# 1 大規模災害時の実動部隊の連携強化

# 被災地域全体の実動部隊の連携体制について(東日本大震災の例)



※ グレー色の会議等は運用上設けられるもの。

# 災害現場の実動部隊の連携(東日本大震災・仙台市の事例)

場所：仙台市宮城野区、仙台市若林区(津波の行方不明者が多数である沿岸部の区。住宅と水田が混在する平野。)

設置時期：3月15日から8月1日まで

設置経緯：仙台市災害対策本部において、当該地域の合同活動を実施することとし、現地合同指揮所を設置。

地元精通している仙台市消防局が調整を図ることを仙台市消防局から提案。

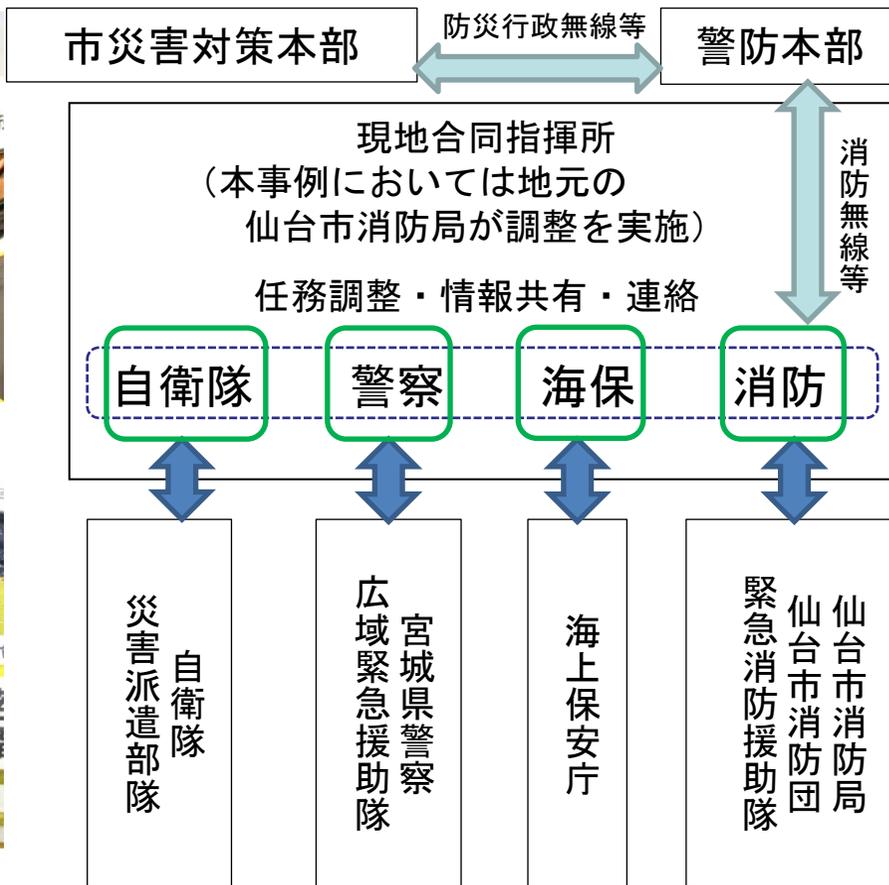
機関・規模：消防約800名(仙台市消防局職員250+仙台市消防団員400+緊援隊150)、

自衛隊・警察・海上保安庁・DMAT等 約600名(ピーク時)

救助活動概要：約2,500人の救助活動を実施

指揮活動概要：実動部隊の特性を勘案した搜索区域等の調整、活動隊の安全管理情報の共有、救助情報の管理、活動前の指示・連絡等

→ 自衛隊が保有重機を活用した道路啓開活動や倒壊家屋の救助活動を、消防は保有ボートを活用した救助や地元建設事業者と連携した救助活動を、警察はエンジンカッター等の装備資器材や警察用航空機を活用して救助活動を展開。



※ 機関・規模及び救助活動概要の数値は、仙台市消防局からの聞き取りによるおおよその数値である。

# 被災地における航空部隊の運用調整(東日本大震災・宮城県の事例)

「ヘリコプター災害対策活動計画」(平成年19月4月策定)に基づき実施

消防  
13機  
担当:気仙沼・  
仙台市から  
県南地区



活動機関の特性に応じ、地域分担し、大規模搜索救助活動を展開。

- 消防:仙台市ヘリが活動の中心となり、緊援隊ヘリも参画。(宮城県ヘリ被災)
- 自衛隊:東松島基地を拠点に広域エリアを担当。
- 海上保安庁:塩釜に拠点、船舶活動との連携
- 警察:海保と連携して塩釜市等の陸上を担当

海上保安庁  
7機

担当:塩釜市他



## ヘリコプター 航空運用調整班

設置場所は宮城県庁講堂  
(県災害対策本部と同じ場所)

《班長》  
宮城県防災ヘリコプター  
管理事務所長

消防  
防災

自衛  
隊

警察

海保

災害対策本部



自衛隊  
111機

担当:石巻市、南三  
陸町、東松島市



警察  
9機

担当:塩釜市他



被災地

被災地

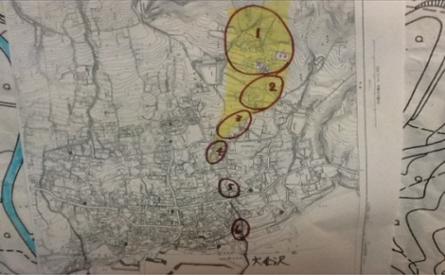
被災地

※ 本資料のヘリ機数は、宮城県防災航空隊からの聞き取り(宮城県での活動記録)によるものであり、ピーク時(平成23年3月23日)の数値

# 伊豆大島台風26号災害における実動部隊の連携

- 東京都大島町では10月16日未明から猛烈な雨が降り続き、大規模な土砂災害が発生。
- 大島町の被害状況(10月30日現在):死者37名、行方不明者9名
- 各機関の応援活動状況(10月17日段階)  
警察246人4頭、自衛隊約270人、海上保安庁約100人、消防256人、DMAT9名、TEC-FORCE7名
- 発災直後から、災害現場で実動部隊が連携して、迅速に救助活動を展開。

## 被災地における実動部隊の連携



- 発災直後から、土砂災害現場を6エリアに分け、各機関が任務分担して救助活動を展開。
  - 東京消防庁が10/16AM先着、被害が大きいと推測される第1地区から活動開始。
  - PMIに自衛隊が到着し、消防と協議し、第2地区を分担。
  - 全実動部隊がそろった16日夜の調整会議で、各部隊の資機材の状況に応じて任務・地区の分担を決定。
- 朝晩の災害対策本部が終了直後に、実動機関から構成される「調整会議」を毎日開催し、活動状況の情報共有と調整。
- 19日17時05分に避難勧告が発令された際は、すべての実動部隊が活動を休止、21日8時00分に避難勧告が解除され、国土交通省を中心に安全確認後、一斉に救助活動を再開。
- 10月19日に内閣府審議官を室長とする政府現地災害対策室を設置。関係省庁、東京都及び大島町から成る「現地災害対策室会議」を每晚開催して情報共有を図りつつ、関係省庁の災害応急対策等を推進。

## 自衛隊と連携した部隊の隊員・車両・資機材輸送

10月16日以降、防衛省の協力のもと、内閣府に輸送調整部門を設置し、以下の輸送を実施。

所属	輸送内容	輸送手段
警察	車両4台、隊員6名	輸送艦 おおすみ
	車両2台、隊員168名	
国交省 (TEC-FORCE)	隊員7名、通信機材	輸送機 C-1
消防	車両13台、隊員57名	C-130
DMAT	医師6名	CH-47
その他	大島町職員3名 他	



※独自輸送を除く。



# 訓練における実動部隊の連携(緊援隊ブロック合同訓練の事例)

○ それぞれの部隊が持つ特長を活かして相乗効果を発揮する実践的な連携訓練を実施。

## 自衛隊の道路啓開+消防の救助活動

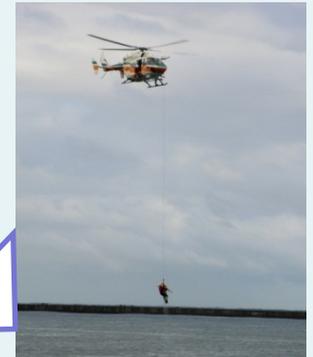
自衛隊の保有する大型重機を活用し、土砂崩れや瓦礫を除去し、道路啓開を実施、その後消防の救助隊が被災現場に進入、救助実施。

## 警察+消防が合同救助活動

土砂崩れによる建物倒壊や車両埋没の救助は、一刻を争う対応が必要であることから、警察と消防が大規模の救助部隊を迅速投入、合同活動。

## 災害現場の実動部隊の連携

- 現場合同指揮所の訓練(H25年度から実践中)  
東日本大震災を踏まえ以下のようなブロック訓練
- ・ 各部隊の特性を理解した連携
  - ・ 指揮所で活動方針を決定
  - ・ ナンバリングによる地区割り、情報共有



## 消防による救助・救急+DMATの応急救護等

多数の傷病者が発生した現場において、消防が救助実施、救急搬送し、DMATがトリアージや応急救護を実施。

## 海保・消防による救助+海保着船+DMAT救護

海保、消防がヘリコプターを活用し、津波による漂流者を救助し、海上保安庁船舶に緊急に着船し、DMATが応急救護を実施。

# 大規模災害時における実動部隊間の通信手段の現状と課題

警察  
(警察無線)

消防  
(消防救急無線)

自衛隊  
(自衛隊無線)

都道府県災害対策本部

関係機関連絡会議・航空運用調整班等による連携

市町村災害対策本部

関係機関連絡会議による連携

災害現場



防災相互波

これまで利用される  
機会が少なかった

## 防災相互波とは

大規模災害に備え、災害現場において、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関の間で情報を交換して、防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線（150MHzと400MHz）が準備されている。



# 新型防災無線機の活用要領に関する検証訓練(構想)

## 経緯

- 防衛省・自衛隊は、民間通信インフラの使用困難な被災地において、関係機関が各種の災害対応活動を行うにあたり、円滑かつ効率的な活動を行うための通信手段を確保する必要があるとの東日本大震災の教訓を踏まえ、新型防災無線機を導入。
- 総務省消防庁においても、同様の問題認識のもと、平成25年度緊急消防援助隊関東ブロック訓練(山梨県：中止)において、同無線機を活用した検証を予定していた。

## 緊急消防援助隊訓練の概要(予定)

訓練予定日時：平成25年10月30日(水)

場所：八木崎公園(山梨県富士河口湖町) 他

参加機関：山梨県警察本部、関東管区警察局山梨県情報通信部、山梨DM AT、1都8県の緊急消防援助隊、中央即応集団、第1ヘリコプター団、第1特科隊、第1施設大隊 他

- 主な訓練：①航空機による部隊投入訓練  
②障害物除去訓練  
③進入経路啓開・自走架柱橋設置訓練  
④土砂災害救出訓練  
⑤広域医療搬送訓練

訓練概要：山梨県内で大規模な地震の発生を想定し、県内外の消防応援部隊及び自衛隊の災害派遣部隊とが連携し、災害対応能力の向上を図る。その際、当該無線機を使用した通信連携を行う。

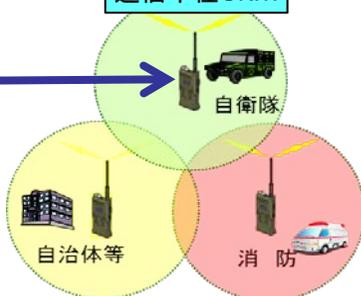
## 訓練会場のレイアウト



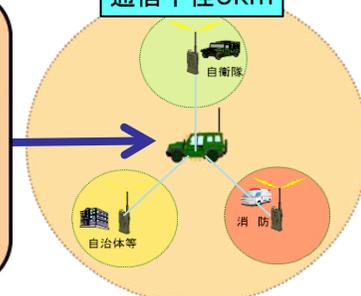
## 新型防災無線機の構成及び概要



通信半径3km



通信半径5km



# 新型防災無線機の活用要領の一例

## 新型防災無線機の特徴

- ① GPS機能(地図)による活動部隊の位置情報や危険個所の把握
- ② 画像伝送機能(静止画/動画)による情報共有の容易性

## 通信モードの設定



通信方式、周波数帯、無線網の構築などの通信モードを部隊の展開状況等に応じて設定。

## 自治体等(現地調整所)

- 被災状況の把握・共有  
→災害発生場所の特定・状況、通行不能箇所
- 活動部隊等の把握  
→活動地域の特定、進入経路の誘導
- 避難所・救護所等の共有  
→開設場所の特定



消防の無線従事者は「第3級陸上特殊無線技師」の免許が必要(電波法)



共有



共有

## 消防

- 被災状況の伝送(静止画、コメント)
- 負傷者等の搬送先の共有(地図にアイコンをプロット)
- 通行不能箇所の共有(地図にアイコンをプロット)



共有



## 自衛隊

- 被災状況の伝送(静止画、コメント)
- 負傷者等の搬送先の共有(地図にアイコンをプロット)
- 通行不能箇所の共有(地図にアイコンをプロット)
- 道路啓開等の情報(静止画、コメント)



# 大規模災害における実動機関の連携の課題①

	項目	課題	対応
1	合同指揮所	実動部隊が同一地域で活動するに際し、現地合同指揮所を設置し、役割分担や情報共有を図り、効果的に救助活動を進めた。一方で、現地合同指揮所が設置されていない地域もあった。	実動部隊の効果的な活動に資する現地合同指揮所に関して、総合調整をどの機関が行うのか、役割をどのようにするか、設置手順をどうするかなどについて、全国的に大枠を定める必要がある。
2	救助・検索	活動方針・活動範囲等について、自衛隊・警察、消防等の事前の連携・調整が不足していたため、検索箇所の重複や未検索箇所が生じた。また、家屋立入、金品対応、遺体搬送等で実動機関の連携が課題となった。	初期の段階から災対本部又は現地合同指揮所等で活動調整(地図共有、担当区域等)を図る必要がある。また、検索済みの表示方法を全国的に統一する必要がある。合同訓練を通じて、救助・検索で課題となる事項の連携を深める必要がある。
3	航空運用	都道府県災害対策本部に航空運用調整班を設置し、実動部隊の連携が図られた一方、DMATとの連携に課題が残った。 また、宮城県においては、陸上自衛隊霞目駐屯地と隣県の山形空港をヘリベースとして運用し、自衛隊の協力により駐機、安全管理・給油が実施された。	都道府県災害対策本部に設置される航空運用調整班について、合同訓練を通じて連携を強化する必要がある。 また、多数のヘリによる災害対応を想定し、ヘリベースやフォワードベース等必要な事項について、実動部隊間で情報共有化を図るとともに、合同訓練を実施する必要がある。
4	通信確保	災害現場における実動部隊間の通信については、防災相互波が整備されているが、関係機関間での活用ルール等が整備されていないなどの理由から、平常時においても積極的に使用されていないため、大規模災害時にも有効に活用されていない現状である。	実動部隊間の連絡のため、防災相互通信用無線(150MHzと400MHz)が準備されており、活用ルールを定めた上で、関係機関の合同訓練を通じて、災対本部や現地指揮所での統制や、防災相互波の活用・習熟を積極的に進めていく必要がある。 また、自衛隊が保有する新型防災無線機を、災害現場で活動する各機関の部隊に貸与し、共通の通信手段として情報共有を図ることも非常に有効と考える。そのために、平常時から防衛省を中心に活用方法等の習熟を図っていくことが重要と考える。

※ 本ページ及び次ページは、「東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書」(H24.12)、「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書(岩手県)」(H25.4)等から消防庁が作成したものである。

# 大規模災害における実動機関の連携の課題②

	項目	課題	対応
5	燃料確保	東日本大震災では、被災地の多くで、燃料不足が生じ、実動部隊の現場活動に大きな困難を生じた。	各実動部隊それぞれが確実な燃料確保の措置を強化するとともに、万が一の場合の燃料確保のため、国の緊急災害対策本部が責任をもって対応を行うとともに、現場の部隊レベルでの対応との連携を強化する必要がある。
6	道路啓開・輸送	実動部隊の救助現場への大規模・迅速投入に向けて、被災地域における道路啓開、部隊・車両等の輸送などが大きな支障となり、現場レベルで様々な連携が図られた。	実動部隊をスムーズに災害現場に大量投入する上で極めて大きな支障となる輸送上の課題について洗い出し、実動部隊、さらには国交省も含め、輸送確保の連携の枠組みを定め、合同訓練を通じて連携を強化する必要がある。
7	災害対策本部	被災市町村では、対策合同本部を設置し、市町村、地元消防本部と各実動部隊が情報共有をしながら連携できた。 また、県災害対策本部内において、航空運用調整班や消防応援活動調整本部等が連携し、円滑に情報共有できた。	市町村や都道府県の災害対策本部において設けられる関係機関連絡会議や航空運用調整班等について、参画すべき関係機関、役割、手順など、全国的に大枠を定める必要がある。
8	地元消防・消防団の初動対応	災害が発生した直後の応援部隊が到着するまでの間は、地元に着した消防団が初動期の救助活動の中心を担った。	災害が発生した直後は、地元の消防団の初動活動が中心になることから、高度な救助技術を持ち、迅速的確な初動対応を行えるよう、様々な機会を捉えて教育訓練を行うことが必要である。
9	地元消防・消防団の連携	災害派遣された自衛隊ヘリコプターに地元の消防職員が同乗し、上空偵察により、孤立地域の状況を把握するとともに、地上では、自衛隊と消防団が協力して地上偵察、海上からの上陸偵察を行い、被害状況や安否情報等を情報収集した。	地元の状況に詳しい地元の消防団が、その地域の深いつながりによる情報を十分に活用し、後着の他機関の部隊に伝えることにより、効率的な救助活動になると考える。 地元の状況に詳しい地元の消防本部と消防団と、自衛隊、警察等実動部隊との間の連携を図るため、合同訓練を通じて連携を強化する必要がある。

## 2 消防団の教育訓練及び装備の標準化

# 消防団の教育訓練等に関する検討会

## 〈趣 旨〉

東日本大震災の教訓及び現在の社会情勢を踏まえ、教育訓練及び消防団の装備の基準等について検討を行うため、消防団の教育訓練等に関する検討会を開催する。

## 〈主な検討内容〉

### 1 消防団の教育訓練の検討

消防団員のうち、特に中級幹部団員を教育訓練の指導者として育成するための方策等について検討を行う。

### 2 「消防団の装備の基準」等の検討

東日本大震災の教訓等を踏まえ、消防団員の安全確保のため、「消防団の装備の基準」等の検討を行う。

## 〈委員(敬称略)〉

座長	林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授
委員	赤松 俊彦	消防庁国民保護・防災部防災課長
	秋山 昭二	財団法人 日本消防協会業務部長
	池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所理事
	小澤 浩子	東京都赤羽消防団副団長
	熊丸 由布治	一般社団法人 災害対応訓練研究所代表理事
	長澤 初男	福島県南相馬市消防団副団長
	新田 徹	東京消防庁消防学校校務課教務係係長
	堀川 浩司	姫路市消防局中播消防署副署長
	芳野 浩三	愛媛県松山市総合政策部危機管理担当部長

## 〈スケジュール〉

【第1回検討会】平成25年11月8日  
〈議題〉

- 1 消防団の装備について
  - ・装備の充実化による「安全の確保」
  - ・新たな役割の「救助」
  - ・地元に精通し、安全のために情報共有したうえでの、「他機関との連携」
- 2 消防団の服制(活動服)について

【第2回検討会】平成26年1月(予定)  
〈議題〉

- 1 消防団の教育訓練について
  - ・装備の充実化による「安全の確保」
  - ・新たな役割の「救助」
  - ・地元に精通し、安全のために情報共有したうえでの、「他機関との連携」
  - ・地域防災の要である「地域防災リーダーの養成」
- 2 消防団拠点施設について

【第3回検討会】平成26年3月(予定)  
〈議題〉

- 1 消防団の教育訓練について
- 2 報告書(案)の検討

## 3 地方公共団体における危機管理体制の充実

### (1) 総合的な危機管理体制の強化

(※本資料中の数値等については現在精査中であり、未確定のものである。)

# I 危機管理組織

## ○ 危機管理専門幹部の配置

※「危機管理専門幹部」とは、全庁的または部局横断的な取り組みを行う必要があるような危機管理事案の対応を主たる業務とし、事案発生時には首長を補佐する部長または部次長（局制の場合は局長または部長）以上に相当する職員を指します。

（例）…「危機管理監」、「防災局長」、「危機管理対策部長」、「理事（危機管理担当）」等

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
配置している	100%	100%	79%	63%	83%	29%	36%
配置していない	0%	0%	21%	38%	17%	71%	64%

## ○ 危機管理担当部署の組織規模

※危機管理担当部署とは全庁的または部局横断的な取組を行う必要がある危機管理事案が発生した場合に、主たる業務として、全庁的な連絡調整を担当する部署を指します。

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
課・室レベル以上で設置	100%	100%	95%	90%	100%	64%	19%	11%	41%
局・部レベルで設置	47%	75%	26%	33%	39%	6%			5%
課・室レベルで設置	53%	25%	69%	58%	61%	58%	19%	11%	36%
係・班レベルで設置	0%	0%	5%	8%	0%	26%	40%	21%	30%
部署としては設置せず 専任職員を配置		0%	0%	3%	0%	2%	5%	5%	4%
部署としては設置せず 兼任職員を配置		0%	0%	0%	0%	7%	36%	63%	25%

## Ⅱ 危機管理事案発生時の体制(1)

### ○ 危機管理担当部署における宿日直体制について

※ 消防による宿日直体制に加え、危機管理担当部署において実施しているもの（複数回答）

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
職員により対応している	94%	40%	19%	13%	91%	21%	40%	58%	34%
危機管理担当部署の職員により対応している	89%	40%	10%	5%	35%	7%	14%	27%	13%
危機管理担当部署以外の職員により対応している	55%	25%	12%	8%	83%	19%	37%	53%	31%
職員以外的人员により対応している(外部委託・守衛等)	21%	25%	69%	60%	22%	78%	67%	42%	68%

## Ⅱ 危機管理事案発生時の体制(2)

### ○ 職員参集訓練の実施状況及び訓練対象

		都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
実施状況	年に複数回実施	6%	25%	2%	5%	4%	3%	3%	1%	3%
	年に1回実施	49%	25%	33%	50%	57%	38%	29%	30%	34%
	実施していない	45%	50%	62%	45%	39%	58%	67%	69%	63%
訓練対象	基本的に全職員を対象としている	23%	40%	67%	36%	14%	59%	76%	86%	66%
	危機管理担当部署の職員など、特定の職員	77%	60%	33%	64%	86%	41%	24%	14%	34%

### 【参考：職員動員配備の伝達手段としての一斉呼出装置の導入状況】

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
一斉呼出装置	62%	70%	36%	28%	26%	20%	23%

※「一斉呼出装置」とは、事前に登録してあるメールアドレスへの定型文を用いた電子メールの一斉送信や、電話番号への一斉連絡を実施するシステムを指します。

## Ⅱ 危機管理事案発生時の体制(3)

### ○ 危機管理対策を行うために職員等が参集する施設について

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
予め必要な設備・機器を常備した専用の施設を有している	72%	55%	31%	18%	78%	9%	4%	2%	8%
発災時に庁舎内の講堂や会議室等を対策場所として立ち上げる	28%	45%	69%	75%	17%	74%	59%	54%	64%
発災時においても通常の執務場所において対応する	0%	0%	0%	8%	4%	17%	38%	44%	28%

## Ⅱ 危機管理事案発生時の体制(4)

### ○ 被災時の体制維持について

#### ① 危機管理事案発生時の業務継続計画（BCP）の策定状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
大規模地震等の自然災害を対象とする業務継続計画を策定している	60%	40%	36%	28%	91%	14%	9%	6%	13%
新型インフルエンザに対応した業務継続計画を策定している	70%	80%	57%	48%	87%	25%	10%	4%	19%
いずれも策定していない	13%	15%	29%	40%	0%	66%	83%	90%	73%

#### ② BCP又はその他の計画等において、被災時に継続する業務の優先順位及び中断する業務の設定状況

		都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
優先順位	設定している	79%	75%	69%	50%	91%	27%	14%	8%	22%
	設定していない	21%	25%	31%	50%	9%	73%	86%	92%	78%
中断業務	設定している	60%	75%	62%	45%	87%	22%	9%	3%	17%
	設定していない	40%	25%	38%	55%	13%	78%	91%	97%	83%

### Ⅲ 首長を対象とした危機管理に関する研修・訓練の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研修会等への参加	30%	25%	21%	33%	35%	34%	40%	35%	36%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	4%	10%	5%	8%	4%	5%	6%	5%	5%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	26%	30%	14%	18%	26%	15%	14%	15%	15%
就任時の引継事項としての取扱	49%	60%	38%	43%	48%	21%	16%	12%	20%
定期的な危機管理研修・業務説明	60%	45%	36%	43%	70%	26%	24%	17%	26%
各種訓練への参加	94%	95%	88%	93%	96%	81%	69%	64%	75%

# IV 危機管理担当部署職員の実験年数と研修の実施状況

## ○ 危機管理担当部署職員の実験年数別割合

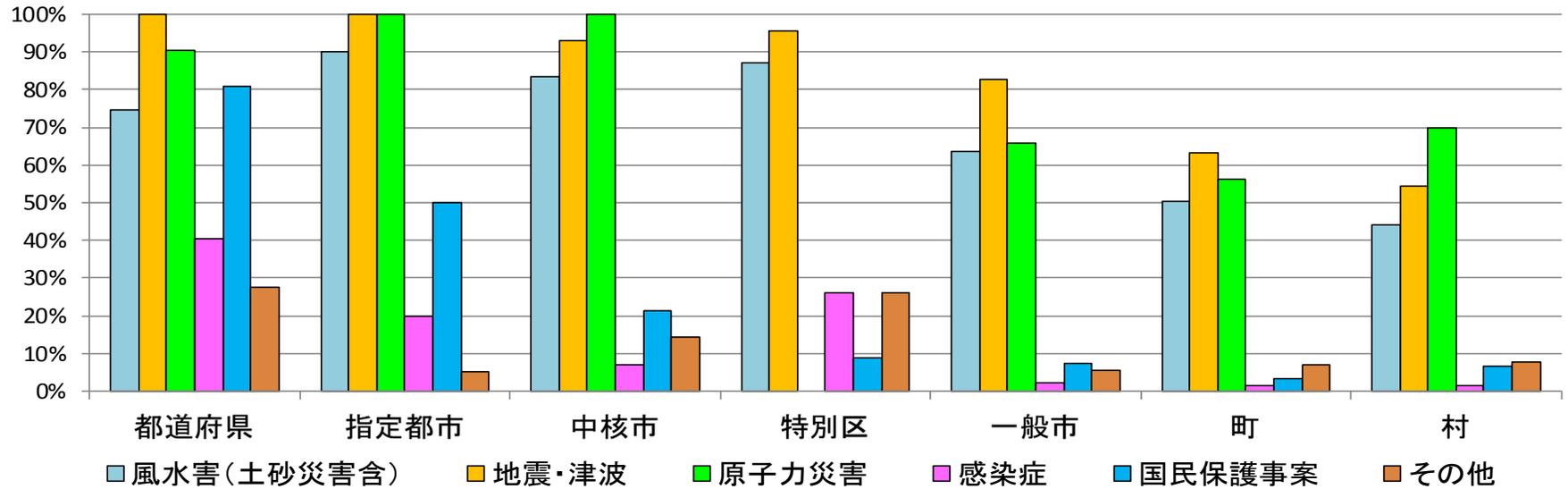
職員の実験年数	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
0年以上～2年未満	56%	61%	64%	59%	61%	58%	51%	51%	57%
2年以上～4年未満	28%	22%	23%	25%	26%	26%	27%	29%	26%
4年以上～6年未満	8%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	7%	10%
6年以上～8年未満	3%	3%	2%	3%	2%	3%	5%	3%	3%
8年以上～10年未満	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%
10年以上	4%	5%	1%	2%	1%	2%	5%	7%	3%

## ○ 危機管理担当部署職員を対象とした危機管理に係る研修等の実施状況

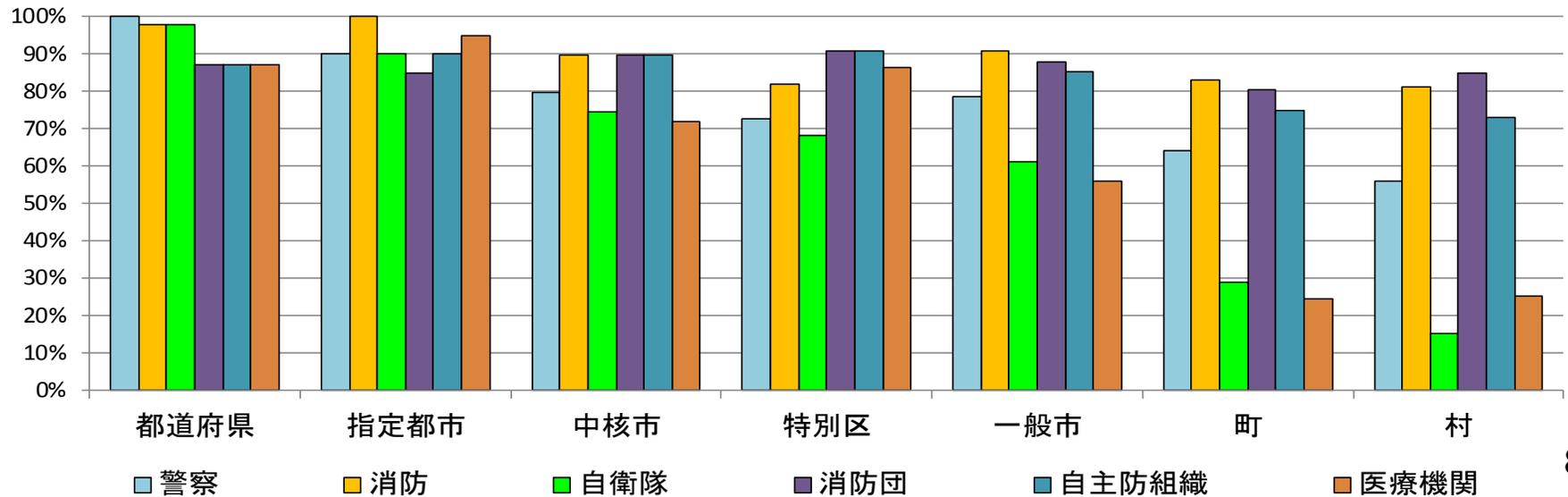
	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研修会等への参加	94%	95%	90%	95%	91%	88%	88%	80%	88%
各種防災システム端末の操作研修	89%	95%	86%	90%	87%	78%	75%	64%	76%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	66%	75%	57%	60%	65%	45%	36%	31%	41%
配属時に行う危機管理研修	49%	75%	26%	30%	61%	15%	10%	8%	14%
定期的な危機管理研修	83%	85%	50%	45%	61%	34%	27%	21%	31%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	64%	85%	62%	40%	30%	26%	23%	21%	26%

# VI 訓練の実施状況

## 事案別訓練実施率(団体種別毎)



## 地震・津波訓練への関係機関参加率(団体種別毎)



## Ⅶ 危機管理に係る人的連携

（危機管理担当部署と、消防機関、警察及び自衛隊との人的連携）

消防機関	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
人事交流 (消防機関への職員派遣)	11%	50%	19%	28%	0%	15%	3%	1%	9%
人事交流 (消防機関からの職員受入れ)	60%	75%	71%	60%	83%	25%	2%	1%	16%
消防機関OB職員の採用	19%	30%	29%	20%	70%	11%	2%	0%	7%

警察	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
人事交流 (警察への職員派遣)	9%	5%	0%	3%	4%	0%	0%	0%	0%
人事交流 (警察からの職員受入れ)	68%	25%	24%	20%	74%	5%	1%	1%	5%
警察OB職員の採用	17%	15%	14%	8%	35%	8%	3%	1%	6%

自衛隊	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
人事交流 (自衛隊への職員派遣)	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
人事交流 (自衛隊からの職員受入れ)	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
自衛隊OB職員の採用	91%	50%	38%	23%	17%	13%	2%	2%	8%

### 3 地方公共団体における危機管理体制の充実 (2) 首長研修の充実・標準化

# 市町村長に対する防災・危機管理研修(案)

## 概要

- 主催：消防庁及び当該都道府県（場合によって当該都道府県の市長会又は町村会）
- 回数：平成26年度中に全ての都道府県において各1回実施（2時間程度）
- 対象：市町村長（1期目又は被災経験の無い市町村長を主な対象とする）
- 内容：①市町村長が自らリーダーシップを発揮すべき事項の説明  
②災害を体験した市町村長による講演 等

## 主な研修内容

以下の5つのポイントを中心に標準テキストを作成し、研修を実施。

- ① 危機管理体制の整備  
市町村長及び副市町村長の勤務体制・緊急参集体制、市町村長に対するサポート体制の確立 等
- ② 災害時の応急体制の早期確立  
災害対策本部等の体制の立ち上げ判断、的確な人員配置、優先すべき（中止すべき）事務の選別 等
- ③ 避難勧告等の的確な発令  
避難勧告等に関する明確な判断基準の確立の必要性、判断に当たっての心構え、住民との共通認識の醸成 等
- ④ 緊急消防援助隊・自衛隊等に対する適切な要請  
関係機関幹部と普段から携帯電話で連絡が取れる関係の構築 等
- ⑤ マスコミ対応  
記者会見の方法・タイミング、災害対策本部設置時のマスコミとの情報共有の方法 等

# 首長等管理者向けの防災に関する研修の例①

## 消防大学校

危機管理・防災教育科（実務講習）「トップマネジメントコース」

期 間：1日間（7時間）、年1回（H25）

対 象：知事及び副知事、市町村長及び副市町村長、危機管理監、消防長等

概 要：地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させることを目的に、危機管理概論の講演、状況予測型図上訓練の実施・評価・検証、震災被災地区の市町村長からの実体験を踏まえた危機管理の講演を行う。

受講者：110名（H25）（定員：100名）

※ 市町村長10名、副知事・副市長12名

## 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

市町村長防災特別セミナー

期 間：2日間、年1回（H24）

対 象：市町村長又は代理の副市町村長

概 要：東日本大震災からの様々な教訓を今後活かしていくため、防災・医療の専門家による講演、自治体の首長による講演、参加した市町村長の意見交換を実施。

受講者：118名（H24）（定員：50名）

※ 市町村長62名、副市町村長56名

# 首長等管理者向けの防災に関する研修の例②

## 人と防災未来センター

災害対策専門研修「トップフォーラム」

期 間：半日（午後）もしくは1日間、年3回（H24）

対 象：知事、市町村長、市町村防災担当幹部、都道府県幹部職員等

概 要：今後発生する災害に対し、自治体のトップに求められるリーダーシップや目標管理型の災害対応の必要性などについて講義及び演習を通じて、各都道府県との共催による自治体の危機管理について実践する。

受講者：59名（H24）

※ 知事・市町村長39名、副知事・副市町村長15名

## （財）消防科学総合センター

市町村長防災危機管理ラボ

期 間：1～4時間程度、年13回（H24）

対 象：市町村長（都道府県単位）

概 要：市町村長が災害発生時にリーダーとしてより適切な災害対応を行うために必要な知識、心構えを学ぶ。都道府県と共催で行う。

受講者：921名（13カ所）（H24）

※ 市町村長147名（その他、主催都道府県の知事の参加例あり）

## 3 地方公共団体における危機管理体制の充実

### (3) 実践的な防災訓練の充実

# 実践的な防災訓練の普及に向けた調査

## 〈趣 旨〉

首都直下地震、南海トラフにおける巨大地震などの地震、台風・大雨による風水害等、大規模な災害への対応力を高めるためには地域防災力の充実強化が急務である。

防災訓練については、東日本大震災において地域住民主体の訓練の実施が減災につながった例があることから、平時から実際の災害を踏まえた訓練を行うことは非常に重要であり、モデル的な訓練の調査を行って地方公共団体等に対して実践的な訓練に関する情報提供をすることにより、防災訓練全体の底上げを図る。

## 〈調査の内容〉

- ・ 地域防災力向上のため実践的な防災訓練を実施している20団体程度の市区町村等を対象にヒアリング調査を実施
- ・ 懸念される災害は地理的な条件や地域特性によって異なり、また団体規模も考慮する必要があることから、災害種別（地震（津波）、風水害（水害、土砂災害等））、地域特性等（昼間人口比率が高い地域、過疎、離島、山間、沿岸、観光地等）、団体区分（特別区・指定都市、一般市、町村）の別に、実践的な防災訓練を行っている事例等について調査
- ・ 地域特性等を踏まえて実施している防災訓練の内容に加え、地域防災力向上を踏まえた年間の取組や各防災関係機関との連携強化に向けた取組についても調査

## 〈今後の予定等〉

### 今後の予定

【現在～平成26年2月下旬】  
市区町村へのヒアリング調査及び報告書案の取りまとめ

【平成26年3月中旬頃】  
報告書の公表

### 報告書の配布先

- ・ 都道府県
  - ・ 市区町村
  - ・ 関係省庁
- ※あわせて消防庁ホームページにも掲載

### 3 地方公共団体における危機管理体制の充実 (4) 住民への情報伝達体制の更なる強化

# 住民への災害情報伝達体制の更なる強化について

## 地域の実情に応じた情報伝達手段の多重化・多様化を推進

### 1 標準的な災害情報伝達手段の整備・活用

- (1) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備徹底  
来年度中に全ての地方公共団体でJアラートによる自動起動ができるよう、自動起動機の整備を促進する。  
(整備率 78.0%(H25.5現在))
- (2) 緊急速報メールの活用徹底  
未だ活用していない市町村については、直ちに通信事業者と契約を締結し、活用を徹底する。  
(活用率 85.8%(docomo)、77.6%(KDDI)、75.1%(ソフトバンクモバイル)(H25.11現在))

### 2 準標準的な災害情報伝達手段の早期整備・活用

- (1) 防災行政無線(同報系)の早期整備  
各地方公共団体の整備率が100%となるよう早期整備を推進する。特に障害者世帯、高齢者世帯や土砂災害警戒地域にある世帯については、戸別受信機等の設置について検討・実施する。  
(防災行政無線(同報系)の整備率 78.9%(H25.11現在))
- (2) 公共情報コモンズの早期活用  
災害情報の共有基盤である公共情報コモンズの活用により、地方公共団体等が発信する災害情報がテレビ、ラジオ等に一齐に配信され、テロップやデータ放送等による住民への迅速な災害情報伝達が可能となるため、市町村及び都道府県の早期活用を図る。  
(加入率 23.4%(H25.12現在))

### 3 その他地域の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化

地域の起こりうる災害の発生傾向や地域特色の分析結果を踏まえ、MCA無線、防災行政無線(移動系)、コミュニティFM、ケーブルテレビ、IP告知、インターネット(ホームページ、ツイッター、フェイスブック等)などさまざまな情報伝達手段の特徴を把握した上で適切に整備する。

## 情報伝達手段の試験・点検及び訓練の徹底

- ・市町村防災行政無線(同報系)等の各情報伝達機器の設定及び動作状況、非常用電源、設備の耐震性等については、定期的に点検を実施し、常に情報伝達手段が確実に機能するよう努める。
- ・Jアラートを用いた情報伝達訓練や担当者向け研修会の充実を図る。

# 災害情報伝達手段の整備状況(平成25年11月1日現在)

情報伝達手段	整備割合
市町村防災行政無線(同報系)	78.9%(1,375団体)
市町村防災行政無線(移動系)	83.2%(1,450団体)
コミュニティFM	19.1%(333団体)
CATV	32.3%(563団体)
IP告知等	7.3%(128団体)
登録制メール	52.4%(913団体)
消防団による広報	93.2%(1,623団体)
緊急速報メール(NTTドコモ)	85.8%(1,494団体)
緊急速報メール(KDDI)	77.6%(1,352団体)
緊急速報メール(ソフトバンクモバイル)	75.1%(1,309団体)

## Jアラートの整備状況(見込み)

	平成25年度 (5月現在)	平成25年度末見込み	平成26年度末見込み (9月現在)
受信機	1,735団体(99.6%) (未整備7団体)	1,742団体(100%)	1,742団体(100%)
自動起動機	1,359団体(78.0%) (未整備383団体)	1,614団体(92.7%) (未整備128団体)	1,724団体(99.0%) (未整備18団体)

# Jアラートで配信される情報一覧

	情報の種別	同報無線等を自動起動	市区町村の設定により 同報無線等を自動起動
1	弾道ミサイル情報	○	
2	航空攻撃情報	○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	
4	大規模テロ情報	○	
5	その他の国民保護情報	○	
6	緊急地震速報	○	
7	津波警報(大津波)	○	
8	津波警報(津波)	○	
9	噴火警報		○
10	東海地震予知情報		○
11	東海地震注意情報		○
12	震度速報		○
13	津波注意報		○
14	火口周辺警報		○
15	気象警報		○
16	土砂災害警戒情報		○
17	竜巻注意情報		○
同報系防災行政無線を自動起動させないもの			
18	記録的短時間大雨情報、	19 指定河川洪水予報、	20 東海地震に関連する調査情報
21	震源・震度に関する情報、	22 噴火予報、	23 気象注意報

※来年度から、特別警報を原則自動起動とする予定。